

豊能町狩猟免許取得補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、近年増加している有害鳥獣による農林産物への被害対策として、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得するに際して、予算の範囲内で補助金を交付するにあたり、豊能町補助金交付規則（昭和50年7月1日規則第2号。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 豊能町狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は（以下「補助対象者」という。）町内に住所を有し、免許取得後は大阪府猟友会豊能支部に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者とする。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、公益社団法人大阪府猟友会が実施する狩猟免許試験予備講習会（以下「予備講習」という。）の受講料に相当する経費とする。ただし、申請は当該年度内一回に限る。

（申請）

第4条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、豊能町狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- （1）予備講習の受講申請書の写し
- （2）予備講習の受講料の領収書の写し

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、豊能町狩猟免許取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは豊能町狩猟免許取得補助金不交付決定通知書（様式第2号-2）により通知する。

（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、狩猟免許試験受験後、豊能町狩猟免許取得補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 予備講習の受講を証明できる書類（修了証書等）の写し
- (2) 狩猟免許試験の受験を証明できる書類（受験票等）の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第 7 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、豊能町狩猟免許取得補助金交付確定通知書（様式第 4 号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第 8 条 前条の補助金交付確定通知書を受けた者は豊能町狩猟免許取得補助金交付請求書（様式第 5 号）を町長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第 9 条 町長は、前条の規定による補助金の交付請求の提出に基づき補助金を交付する。

（補助の取消し等）

第 10 条 町長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 町長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

（町長の指示）

第 11 条 町長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

付則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日より実施する。